広島市水道局週休2日工事試行要領(土木工事及び配管工事)新旧対照表

現行(R6. 10)	改定(R7. 2)
(前略)	(前略)
(定義)	(定義)
第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日に	第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日に
おいて現場閉所することをいう。	おいて現場閉所することをいう。
(中略)	(中略)
10 受注者が希望する場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領	10 受注者が希望する場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領
(土木工事及び配管工事)(R <mark>6.10</mark>)」による工事(以下「週休2日交替制工事」という。)	(土木工事及び配管工事) (R <mark>7.2</mark>)」による工事 (以下「週休2日交替制工事」という。)
へ実施方法を変更することができるものとする。	へ実施方法を変更することができるものとする。
(中略)	(中略)
(経費等の補正)	(経費等の補正)
第6条 発注者は、対象工事の当初設計時に「月単位の週休2日」を達成した場合の	第6条 発注者は、対象工事の当初設計時に「月単位の週休2日」を達成した場合の
補正係数を乗じて設計計上するものとする。	補正係数を乗じて設計計上するものとする。
(中略)	(中略)
2 受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」に変更した場合は、別	2 受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」に変更した場合は、別
に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領(土木工事及び配管工事)	に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領(土木工事及び配管工事)
(R <mark>6.10</mark>)」に応じた設計変更を行うものとする。	(R <mark>7.2</mark>)」に応じた設計変更を行うものとする。
(中略)	(中略)
(工事成績評定)	(工事成績評定)
第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、工事成績評定の	第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、工事成績評定の
「2.施工状況 <mark>・、「</mark> ②工程管理」 <mark>及び「5.創意工夫」</mark> において評価する。	「2.施工状況 ②工程管理」において評価する。
(後略)	(中略)
	<mark>附則</mark>
	この要領は、令和7年2月1日から施行する。
	(後略)